

現代教養学部教授会規程

(2008年4月17日制定)

改正 2011年 1月20日

2015年 3月12日

2023年 3月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、東京女子大学学則第8条の2に基づき、現代教養学部教授会（以下「教授会」という。）に関する事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、教授、准教授及び講師をもって組織する。ただし、特任教育職員については、特任教育職員規程第7条第3項による。また、外国人契約教育職員については、外国人契約教育職員規程第10条第3項による。

2 前項の講師に嘱託講師を含まない。

第3条 教授会には、教授会の定めるところにより、教授、准教授及び講師以外の職員を加えることができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長又は学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長及び書記)

第5条 学部長は、教授会の議長となる。教授会には書記1名を置き、学部長がこれを委嘱する。

(開催)

第6条 教授会は、学部長が招集し、原則として月1回開催する。

(定足数及び審議)

第7条 教授会は、第2条に定める構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 前項の構成員の定数には、海外研修中の者、休職中の者及び研究休暇中の者は加えない。

第8条 教授会は、第4条に定める事項について意見を述べるに当たり、特別の定めのある場合のほか、出席者の過半数の意見をもって教授会の意見とする。

第9条 専任の教育職員の採用及び昇任に関する教育研究業績の審査にかかわる事項は、第2条に定める構成員の定数の4分の3以上の投票を要し、投票数の3分の2以上の同意をもって教授会の意見とする。ただし、特任教育職員規程第4条第1項第3号の採用については、出席者の多数の同意をもって教授会の意見とする。

2 特任教育職員、外国人契約教育職員、嘱託講師及び助教の再契約については、出席者の多数の同意をもって教授会の意見とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会及び大学評議会の審議を経て学長がその意見を徴し理事会に提案して、理事会が決定する。

附 則 (2008年4月17日制定)

1 この規程は、2009年4月1日から施行する。

2 文理学部教授会及び現代文化学部教授会に関する規程(1951年6月1日制定)、文理学部教授会運営内規(1954年12月16日制定)及び現代文化学部教授会運営内規(1989年11月21日制定)は、

文理学部及び現代文化学部廃止の時点で、これを廃止する。

附 則 (2011年1月20日改正)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月12日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2023年3月10日改正)

この規程は、2023年4月1日から施行する。